

意見案第5号

「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

令和2年9月15日

提出者 富良野市議会議員 松下 寿美枝 ⑩

賛成者 同 関野 常勝 ⑩

同 同 家入 茂 ⑩

同 同 宮田 均 ⑩

同 同 本間 敏行 ⑩

同 同 佐藤 秀靖 ⑩

同 同 宇治 則幸 ⑩

同 同 大栗 民江 ⑩

- 提出先 - 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）

「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文部科学省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」(2026年度までの改善予定数18,910人)として、2020年度分として4,235人増の要求を行った。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、教職員定数増3,726人(加配定数3,411人、基礎定数315人)となり、教職員配置の見直し2,000人減を除いた改善数は1,726人の定数増にとどまった。

2020年7月に厚生労働省が発表した「2019年国民生活基礎調査」によると、2018年における18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.5%、ひとり親世帯は48.1%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にある。また、2020年3月、文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」においては、2018年度の要保護・準要保護援助率が全国で14.90%と、7人に1人、北海道においては全国で8番目に高い19.64%と、5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にある。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じている。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから、有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっている。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により「新しい生活様式」が求められ、学校においてもその取り組みが推奨されている。しかし、学級編制基準など現在の子どもたちを取り巻く学校教育環境は、それらを想定したものではなく、感染症によるいじめや差別が社会問題にもなる中、子どもたちの学習権はもとより、心身ともに健康で安心できる学校生活をおくれるような「新しい生活様式」による教育諸条件を整備することが急務である。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、「30人以下学級」の早期実現に向けて、以下の項目について充実をはかるよう要請する。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償

となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を 1/2 に復元すること。

- 2 . 「30 人以下学級」の早期実現に向けて、小学校 1 年生から中学校 3 年生の学級編制標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 3 . 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など、国の責任において教育予算の十分な確保・拡充を行うこと。
- 4 . 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保・拡充を図ること。
- 5 . 新型コロナウイルス感染症対策のための学校における「新しい生活様式」に伴う、必要な予算の確保・拡充を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 24 日

富 良 野 市 議 会